

**「森の芸術祭 晴れの国・岡山」Art 周遊バス業務の委託に関する参加者の
有無の確認及び提案を求める公告**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり参加者の有無の確認及び企画提案の募集を行います。

令和 6 年 5 月 2 日

「森の芸術祭 晴れの国・岡山」実行委員会
会長 伊原木 隆 太

記

1 趣旨

県北部への観光誘客として、2024 年 9 月 28 日から 11 月 24 日の約 2 か月間、県北部 12 市町村エリアを中心に「森の芸術祭 晴れの国・岡山」を開催し、既存の観光資源を活用することによって、滞在・周遊型の観光振興を図り、県全体の観光消費拡大及び交流人口増加に繋げることをしている。

本事業は、既存の公共交通手段の利便性が乏しい県北部において、アート作品の設置会場をバスで周遊することで、来場者数の増大を図り、本芸術祭の効果を更に拡大させることを目的とするものである。

勝田交通株式会社は、県北部の地理的状況について熟知しており、かつ県北部において本事業を確実に履行することが望める唯一の事業者であることにより、勝田交通株式会社を随意契約の相手方に予定しているが、他の者で下記の参加資格を満たし、本事業の受託を希望する他の者の有無を確認するため、参加意思確認書等の提出を招請する公募を実施する。

公募の結果、企画提案に参加できる者の資格を満たすと認められる者からの応募がない場合は、勝田交通株式会社との随意契約手続きに移行し、企画提案に参加できる者の資格を満たすと認められる者からの応募がある場合は、勝田交通株式会社と当該応募者の提出する提案書を審査し、契約の相手方を決定する。

2 委託する業務

(1) 業務名 「森の芸術祭 晴れの国・岡山」Art 周遊バス業務

- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年12月27日まで
- (4) 委託限度額 5,486,466円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格に関する事項

提案できる者は、下記の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 岡山県内に主たる事業所が所在する事業者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領(昭和63年2月1日施行)に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 岡山県税を滞納していない者であること。

4 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県産業労働部 観光課

「森の芸術祭 晴れの国・岡山」実行委員会事務局

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

(岡山県庁西庁舎2階)

TEL: 086-226-7843

FAX: 086-226-7844

E-mail: forestartfest@pref.okayama.jp

5 契約条項を示す場所

上記4の場所とする。

6 参加手続き

- (1) 応募書類の入手方法

ア 配布期間

令和6年5月2日(木)から令和5年5月14日(火)までの午前9時から午後5

時までとする。

イ 配布場所

上記の4の場所に同じ。

なお、岡山県産業労働部観光課ホームページからダウンロードすることができる。

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/46/>

ウ 配布書類

- ・仕様書
- ・「森の芸術祭 晴れの国・岡山」実施計画
- ・提案説明書作成要領
- ・様式第1～4号

(2) 企画提案参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和6年5月2日(木)から令和6年5月14日(火)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所

上記4の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便、配達記録郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。)により、提出するものとする。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内に提出がなかったものとみなす。

エ 提出書類

- ・企画提案参加資格確認申請書(様式第1号)【1部】
- ・組織概要書(パンフレット等組織概要がわかるものを添付)【1部】

(3) 参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、3の事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

イ 参加資格要件不適合の理由の説明要求

不適合の旨の通知を受けた者は、令和6年5月16日(木)までに、上記4あてに、ファックス又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

(4) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

この契約の仕様書等に関する質問は、「質問・回答書(様式第2号)」で、令和6年5月14日(火)午後5時までに、上記4あてに、ファックス又は電子メールにより行うこと。なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

イ 質問に対する回答

ファックス又は電子メールにより提出された質問書の回答については、随時、上記6(1)イの岡山県産業労働部観光課ホームページに回答を掲載する。ただし、本企画提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不適当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、または回答方法を変更する場合がある。

ウ その他

企画提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

7 企画提案

企画提案に参加する者は、提案書(様式第3号)を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和6年5月21日(火)午後5時まで(必着)とする。
- (2) 提出場所 上記4の場所に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便、配達記録郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。)により、提出するものとする。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内に提出がなかったものとみなす。
- (4) 提出書類
 - ア 提案書(様式第3号) 【原本1部+写し5部】
 - イ 見積書(任意様式) 【原本1部+写し5部】
 - ※ 見積書は押印省略することができるが、「発行責任者の氏名及び連絡先」と「担当者の氏名及び連絡先」を明記すること。
 - ウ 組織概要書、役員名簿(氏名の読仮名・生年月日も記載) 【1部】
 - エ 提案説明書【6部】(「提案説明書作成要領」参照)
 - オ その他提案に必要な参考資料【6部】

8 審査基準及び審査手続き

提案書が提出された場合は、岡山県産業労働部観光課内に設置する選定委員会において、別途県が定める審査要領により、各提案内容について相対的に評価し、委託先を決定する。

9 結果の通知方法

前項の審査結果は、提案者あて通知するとともに、岡山県産業労働部観光課ホームページにおいてその旨を公表する。

10 契約

契約形態は、委託契約とし、採択件数は1件とする。なお、契約候補者と委託契約の協議が調い次第、県との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、委託契約を締結しないことがある。

11 その他

- (1) 提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (3) 提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (4) 審査の公正を図るため、提案者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項又は参加資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (6) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (8) デザインは、他からのコピー並びに転用は行わないこと。
- (9) 審査経過については公表しない。
- (10) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（様式第4号）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。